

Q4 夫(妻)が多額の借金をして困っています。私が返さなければなりませんか？

夫婦である、というだけの理由で返済責任を負うことはありません。貸金業法により、貸金業者は、法律上の支払義務を負わない人(借主の家族等)に対して取立てをすることを禁止されています。そのため、もし「妻(夫)だから支払え」という理由で肩代わりを求められても、応じる必要はありません。

ただし、あなたが、夫(妻)の保証人や連帯保証人になっている場合には、保証人(又は連帯保証人)としての責任に基づいて、返済の義務を負うことになります。

コラム:「保証人」と「連帯保証人」について

連帯保証人は、次のような点で、「保証人」よりも重い責任を負います。

- ①貸金業者が**主債務者**(借金をした本人)に返済を請求しないで、いきなり連帯保証人に返済を請求しても、連帯保証人は拒否することができません。「先に主債務者に請求して」と言えないのです。
- ②「主債務者は十分な資産がある」という理由で、先に主債務者から返済を受けるよう(又は主債務者の資産に対して強制執行をするよう)求めることができません。
- ③連帯保証人が複数いる場合でも、連帯保証人の数に応じた頭割りの金額ではなく、主債務者の負っている債務全額を支払わなくてはなりません。

なお、令和2年4月から施行されている改正民法では、保証人の責任が予想を超えて重くなりすぎることを防ぐために、新しいルールを定めています。例えば、個人が事業用の融資を主債務とする保証をするときは、公証人による保証意思の確認を経ることが必要となりました。また、賃貸借契約の保証人等、契約の時点では支払うことになる金額が不確定の債務を個人が保証するときには(個人根保証)、保証額の上限(極度額)を決めない限り、その保証は無効となります。

Q5 債務整理や過払金の返還について相談に行く際は、どのような書類(書面)や資料を持参するとよいですか？

債権者一覧表を作成して持参すると、借入れの全体像が分かるため、相談がスムーズに進むと思われます。債権者一覧表には、貸金業者だけではなく、友人や家族等の個人からの借入れや、滞納のある支払先(未払賃料等)についても記載します。分かる範囲で構いませんので、借入れを始めた時期、現在の残額、保証人の有無も記載します。

そのほかにも、債権者からの督促状、債権回収会社からの通知書、裁判所から届いた書類(書面)等、債務の状況がわかる書類があれば持参するとよいでしょう。

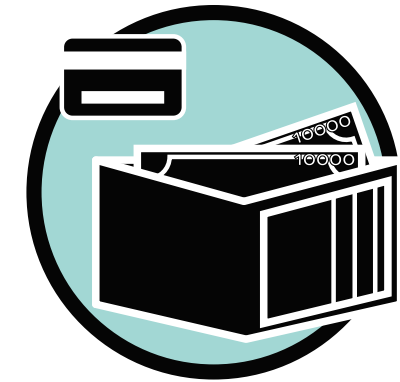
なお、これらの書面や資料が手元になくても、相談は可能です。相談する弁護士、司法書士が決まっている場合は、事前に連絡を取って、必要な書類を確認されるとよいでしょう。

コラム:借金の時効は？

令和2年4月から施行されている改正民法では、消滅時効についてのルールも、大幅に改正されました。従来は、借入の相手方が個人であるか貸金業者であるかによって、異なる消滅時効期間が規定されていましたが、改正後の民法では、個人からの借入れか貸金業者からの借入れかにかかわらず、債権者が権利を行使できることを知ったときから5年、又は権利を行使できるときから10年のいずれか早い時期で時効となります。貸金業者は、返済を求める権利があることを知っているはずですので、通常、業者からの借金の返済については、5年の消滅時効にかかると考えられます。

多重債務問題Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多いご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・
サポートダイヤル

おなやみなし
☎ 0570-078374

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00

(祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

法律問題Q&Aシリーズ ④



法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 借金が返せなくて困っています。どうすればよいですか？

借金が返せないというのは、収入と支出のバランスが壊れている状態です。一度、借金を整理(債務整理)することをお勧めします。自分自身では難しい時には、専門家に相談して整理することを検討してはいかがでしょうか。

借金の整理には、まず、借りたお金(借金)だけでなく、各種未払や滞納金等も含めた債務全体の正確な金額を確認する必要があります。

高い金利で長年返済を続けている場合、本来払うべき金利で計算し直すと利息を払いすぎていることがあります(過払金)。過払金がある場合、それを取り戻して借金を精算することができます。

一方、過払金が発生しない場合や、過払金で精算しても債務が残る場合には、残った債務の整理の仕方として、任意整理、個人再生、自己破産等の方法が考えられます。

任意整理とは、裁判所の手続によらず、弁護士や司法書士の専門家と金融機関が直接交渉をして、今後の支払額・方法を取り決めるものです。あくまでも話し合いによって解決を図る手続ですので、話し合いがまとまらずに任意整理ができない場合もあります。

個人再生は、裁判所の手続です。民事再生法が定める方法によって債務の総額を減額します。その上で、減額した金額を原則として3年間の分割払いで返済していくことになります。ただし、個人再生を利用するためには、ある程度まとまった額の定期的な収入が必要です。

自己破産も、裁判所の手続です。財産や収入に対して債務(借金や滞納金等)の金額が多く、返済することができない状況にあるときに、その返済を免除(免責)してもらうことを目的としています。もし、不動産等の高額な財産がある場合には、免責手続よりも先に、これを換価して各債権者に分配します。日常生活に欠くことができない生活用品については、換価されることはありません。

なお、ヤミ金からの借入契約は無効であり、法律上、返す必要はありません。もっとも、ヤミ金は自らの貸付が違法、無効あることを知りながらあえて行っていますので、一般の方が自分だけで対処することは困難です。ヤミ金からの借入れがある場合は、必ず弁護士や司法書士、警察に相談して対応するとよいでしょう。

コラム:家族が借金をして困っている場合は？

原則として、ご本人が自分の意思で行う借金を制限することはできません。

ご家族としては、借金を繰り返す原因を解明して、根本的に解決する方法を探すことが考えられます。ギャンブル、アルコールや薬物等依存症の可能性がある場合には、専門の医療機関に相談することが考えられます。また、精神的な障がいによって、金銭管理能力が低下していることが理由であれば、**成年後見制度**(法律問題Q&Aシリーズ⑤参照)を利用することが考えられます。

なお、ご本人も借金の繰り返しをやめたいという意思があるなら、「貸付自粛制度」を利用する方法も考えられます。**貸付自粛制度**とは、ご本人の申告に基づき、個人信用情報機関に貸付自粛情報を登録することで、一定期間、貸金業者にその情報が提供される制度です。ただし、貸金業者等の貸付を禁止する法的拘束力はありません。また、個人信用情報機関の会員でない貸金業者やヤミ金等からの借入れをやめさせることはできません。

Q2 借金の整理を考えていますが、住宅ローンが残っている家には住み続けたいです。何か方法はありますか？

自己破産をする場合には、住宅ローンが残っていても家を手放さなくてはなりません。そこで、家を残しながら債務整理をする方法として、任意整理、又は個人再生で**住宅資金貸付債権に関する特則(住宅ローン特則)**を利用することが考えられます。

任意整理は、裁判所を利用しない当事者間での話し合いによるものです。家を手放さなくても済むような返済方法を検討し、それを前提に債権者(貸主等)と交渉していくことになります。しかし、あくまでも任意の話し合いですので、債権者が提案を受け入れなければ、この方法は使えません。

個人再生で**住宅ローン特則**を利用すれば、従来どおり住宅ローンを払うことができるので、家を残すことが可能です。住宅ローンの総額を減額することはできませんが、金融機関との話し合いによって、月々の支払額等の返済方法を変更することはできます。住宅ローン以外の債務については、個人再生の手続に基づいて総額を減額したうえで、分割返済をしていくことになります。ただし、住宅ローン特則を利用できるのは、個人再生が利用できる条件を充たしている

ことのほか、次のような条件にあてはまる必要があります。

- ①住宅ローンで建設又は購入等した自宅土地、建物であり、現実に居住していること。
- ②住宅ローン債権者以外の債権者のために抵当権が設定されていないこと。

なお、この制度を利用することができれば、家に設定された抵当権に基づいて競売が開始されている場合でも、その手続を中止することができます。

Q3 任意整理をしましたが、返済が難しくなりました。どうすればよいですか？

現在の家計の状況をもとに、自己破産、個人再生、再度の任意整理、又は特定調停のいずれかの方法を検討することになるでしょう。

現在でもある程度返済にまわす資金があり、債権者との間で返済計画見直しの話合いができそうであれば、再度の任意整理や特定調停(裁判所に間に入れての話合い)が考えられます。

そのままでは難しくても、大幅に債務額を減額してもらうことで支払可能であれば、個人再生を検討します。

返済にまわす資金がない、又はほとんどない場合には、自己破産を選択することが考えられます。もっとも、そのような場合でも、無条件に免責が認められるわけではありません。例えば、ギャンブルや過度な買い物や飲食で債務が増えた場合、特定の債権者にだけ返済をした場合、過去7年以内に破産で免責を受けたり、個人再生(給与所得者再生)を得ていたりした場合や、返済することができないと知りながら借金をした場合等、一定の場合には破産手続をしても免責を得られないことがあります。

コラム:自分の信用情報は、どのように確認する？

自分の**信用情報**(※)は、金融機関や信販会社が加盟している信用情報機関で確認することができます。登録情報を確認するための必要書類等の手続は、それぞれの機関によって異なります。詳しい手続については、各機関にご確認ください。

※クレジットやローン等の申込や契約に関する情報。本人を識別する情報のほか、契約内容、支払状況、残高等が含まれます。